

第9回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年9月30日（月）14：30～16：30
2. 場所：内閣府合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、大田弘子（議長代理）、翁百合、
金丸恭文、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）川本明、小林三喜雄、圓尾雅則
 - （関係団体）電子情報技術産業協会（JEITA）
日立製作所
 - （文化庁）森長官官房著作権課長
 - （内閣官房）知的財産戦略推進事務局 田口内閣参事官
IT総合戦略室 瓜生参事官
IT総合戦略室 濱島参事官
 - （消費者庁）川津審議官
松本消費者制度課個人情報保護推進室長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
4. 議題：
 - （開 会）
 - 1. 文化庁、事業者からのヒアリング
「クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し」
 - 2. IT総合戦略室からのヒアリング
「重点的フォローアップ事項 ビッグデータ・ビジネスの普及」
 - （閉 会）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、お時間になりましたので、規制改革会議第9回「創業・IT等ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

皆様方には、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日所用により、佐久間委員、久保利専門委員は御欠席でございます。また、森下委員は1時間ほど遅れて御出席されるとのことでございます。

また、本日は大田議長代理、金丸委員、林委員に御出席いただいております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

以後の進行は安念座長にお願いいたしたく存じます。

安念座長、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

お忙しいところ、大田議長代理、それから金丸・林両委員にも御出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず、第8回創業・IT等ワーキング・グループにて議論がありましたホットラインの分類について、事務局より御説明をお願いいたします。

○大川次長 一般の創業・IT等ワーキング・グループにおきまして、森下先生から御意見をいただきまして、安念座長より御指示があり、ホットラインの提案内容につきまして、切り口ごとに全体が鳥瞰できるようなものを検討させていただきました。

既にホットライン対策チームが開かれておりますけれども、本会議への報告はまだでございます。10月4日になる予定でございます。このホットライン対策チームにおきまして、7月31日までに各省庁から回答がありました総計396件につきまして、各ワーキング・グループごとの分類や仕分けを行い、再検討を要するかどうかについての原案をおつくりいただいているわけでございます。7月31日までに回答がありました396件のうち、288件が我が創業・IT等ワーキング・グループに分類されているものでございます。

この288件につきまして、各切り口ごとに私どものほうで分類をさせていただきました。

お時間の関係もございまして、個別の内容について御説明申し上げる時間はございませんので、その概要を説明させていただければと思います。

再検討を要するものにつきましては、本ワーキング・グループにおいて検討をお願いする事項と、当面事務局において、各省庁等と折衝しまして、その結果をワーキング・グループに報告することを予定しているものがございます。

まず、起業・新規ビジネスの創出拡大の切り口が117件ございます。

続いて、ITによる経営効率化、これが都合25件ございます。産業の新陳代謝、これは6件でございます。

続きまして国民の選択肢拡大が、15件ございます。

それに続きまして、エネルギー・環境関係が59件ございます。

その他には、以上の視点から分類し切れないようなものが66件ございます。都合288件という、大変膨大な件数となっております。

大変雑駁な説明で恐縮でございますけれども、お時間の都合等もございまして、私からの説明は以上とさせていただきます。

○安念座長 大変な作業だったでしょう。

どうもありがとうございました。御苦労さまです。

何か御質問や御意見はございませんか。

参考にさせていただきます。私からお願いして何だけれども、作業量としては大変

だっただろうと思うけれども、やはりそう見通しがよくなるものでもないな。

やはり数が余りにも膨大だから、ずっと頭に入るものでもないですね。結局一つ一つ潰していく以外方法はないですね。

本当にありがとうございました。

それでは、戻っていただいても結構ですので、次に行きましようか。

それでは「議題1 クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し」に移らせていただきます。

(文化庁、知財事務局、JEITA 入室)

○安念座長 よろしいでしょうか。

今日はどうもお忙しいところありがとうございます。

メーンテーブルの方だけ座ったままで結構ですので、自己紹介をしていただけますか。文化庁さんから。

○文化庁(森著作権課長) 文化庁長官官房著作権課長をいたしております森と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。

○知財事務局(田口参事官) 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官をしております田口と申します。

よろしく申し上げます。

○JEITA 一般社団法人電子情報技術産業協会、JEITA と呼びますけれども、著作権専門委員会委員長の榊原でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

○JEITA 同じく著作権専門委員会の副委員長をしております大佐と申します。

よろしく申し上げます。

○安念座長 皆さん本当に本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

まずは文化庁さんからの御説明をいただくことでよろしゅうございますか。

では、お願いいたします。

○文化庁(森著作権課長) それでは、資料1-1に基づきまして「クラウドサービスと著作権について」、御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、クラウドサービス、著作権の問題について御説明をさせていただきます。

簡単に「1. 著作権法の基本的な考え方」について、お話をさせていただければと思います。

ここにありますように、著作権法では、著作者に著作物の複製や公衆送信などについて、排他的な権利を一定期間専有させることといたしてございます。

したがって、著作物を利用しようとする者が、著作権者との契約によりまして、その許諾を得て、著作物を利用するというのが原則となるわけでございます。

こうした著作権法によりまして、権利が付与されるということによりまして、著作者は

創作活動の成果であります著作物について、利用の対価を得るなど、経済的な利益を確保することができることになるわけでごさいます、そのことはさらには、新たな作品を創作をし、または次世代のクリエイターの育成といったことにも資することになるものでございます。

一方、著作権法では、著作者に権利を付与する、そして保護するということを図るのみではなくて、著作物の利用の円滑化という観点から、私的利用目的の複製であるとか、教育機関における複製、視聴覚障害者等のための複製など、公益性の高い一定の利用形態について、例外的にこの著作物について、著作権者との契約などによる許諾を得ることを要せず利用することができる場合を定めてございます。俗に権利制限規定と言ってございすけれども、このように著作権法では、著作権の保護と著作物の利用の円滑化の調和が図られますよう、著作者の権利が他の者による利用に対して、どういった範囲まで及ぶのかといったことを定めてございまして、そのことによりまして、私人と私人との権利関係を規定するという意味で、基本的な性格としては、そういった性格を有するものであるということが言えようかと思えます。

続きまして「2. 近時の動き・文化庁における検討状況」のところでございますけれども、最近の検討状況について、御説明をさせていただきます。

1段落目でございますように「知的財産政策ビジョン」あるいは「知的財産推進計画2013」におきまして、このクラウドサービス等につきましては、権利制限規定の見直しであるとか、ライセンス体制の構築といったものについての検討が求められているところでございます。

これを踏まえまして、文化庁におきましては、ことしの6月でございますけれども、文化審議会に法制・基本問題小委員会を置きまして、この知財ビジョン等に掲げられた様々な課題のうち、この小委員会において検討をすべき事項やその進め方について議論をいただきました。

その結果、このクラウドサービスと著作権の問題であるとか、これに伴うクリエイターへの適切な対価の還元の在り方について、重点的に議論すべきであるという意見が多く示されたところでございます

このため、小委員会におきましては、クラウドサービスと著作権について、優先的に議論をするということにいたしまして、まず8月に開催されました小委員会では、複数のクラウドサービス関係事業者の方々からヒアリング、意見交換を行いました。その後、さらにクラウドサービスと著作権に関する論点について、現在も検討を進めているという状況でございます。

2ページでございますけれども、審議会で、今、検討されております「3. クラウドサービスと著作権の課題」、主な課題について、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず「(1) 検討の対象となるクラウドサービスの例」といたしまして、このヒアリング等におきましては、様々なサービスの形態が御紹介されたわけでございますけれども、

特にここに図でお示しいたしておりますような私的使用目的の複製が関係するようなクラウドサービス、ロッカー型クラウドサービスといわれているような形態でございますが、これについて、著作権法との関係を検討すべきというような御意見が多く示されているところでございます。

イメージ図にございますように、図の右下のところでございますが、利用者がクラウドサーバーに著作物をアップロードする。そしてそのサーバーから、ユーザーが所有する様々なデバイスに著作物を送信して利用するということが典型的に想定されておりまして、クラウドサーバーの中では、バックアップあるいは処理の効率化というために著作物を複製するというも行われているわけでございます。

こうしたことを主として想定しながら、今後、検討を進めていくということ、今、考えているところでございますけれども、具体的な検討課題例としては「(2)クラウドサービスと著作権に係る検討課題例」にございますように、様々な課題があろうかと思っておりますけれども、ヒアリングを踏まえて、主なものを整理いたしますと、ここに①～③に示したようなものが考えられているところでございます。

まず、1点目でございますけれども「クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体について」という論点でございます。

先ほどの図でいいますと「①アップロード」であるとか「②ユーザーが所持する各種機器に著作物を送信」といったことを行う主体が個々のユーザーであるのか、それともこのクラウドサービスを提供する事業者であるのかという課題でございます。

②でございますけれども、このサービスと「私的使用目的の複製」との関係についてということございまして、先ほどの「①アップロード」という行為等が仮にユーザーが利用主体であるという場合、ユーザーが個人的にこのサーバーにアップロードすることになるわけでございますけれども、こういったアップロードに伴うクラウドサーバー上における複製というものが、この著作権法上、権利制限の対象となり得る私的使用目的の複製と認められるのかどうかといった課題でございます。

③として「権利者への適切な対価の還元について」ということも課題として上がっているところでございます。

なお、先ほどこの図の中で申しましたクラウドサーバー上におけるバックアップであるとか、処理の効率化といったものに対する複製につきましては、平成21年、また平成24年の著作権法の改正によって、一定の権利制限規定が整備を既にされているところでございます。

3ページに移っていただければと思います。

現在、この小委員会におきまして、それぞれの検討課題について、どのような議論が行われているかという、現時点の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず「①クラウドサービスにおける著作物の利用行為主体について」という課題についての議論の状況でございますけれども、このヒアリングでは、冒頭でございますように、

少なくとも利用者がコンテンツをみずからサーバーのクローズな領域、その利用者のみが利用できる領域に格納し、私的使用の範囲でのみ楽しむといった場合であって、かつサービスを提供する事業者のほうが、格納されたコンテンツの内容について、知らない、把握をしていないという場合であれば、これは基本的には利用者による複製であるというような整理ができるのではないかといった意見等が示されております。

一方、ロッカー型サービスに共有機能があるという場合がございます。アップロードした者以外の者とも共有できるという機能がある場合には、著作物の利用が私的使用にとどまらない範囲にも広がっており、インターネット上で権利侵害等が蔓延する大きな要素であるといった御意見も示されているところでございます。

なお、このクラウドそのものの問題ではございませんけれども、従来から著作物の利用行為主体については、判例で様々な見解が示されてきているところでございまして、例えば、カラオケスナックにおける客の歌唱について、歌唱する客個人ではなくて、スナック経営者が主体であると判断をした最高裁判決であるとか、CD等に収録された音楽データを携帯電話で再生できるように変換をした上で、インターネットを経由して、利用者の携帯電話でダウンロードし、利用できるようにするというサービスについて、サービスを提供する事業者がこの音楽ファイルの複製主体であると判断をした地裁レベルではございまして、判決などがございまして、こういったことも踏まえて、審議会でも、今後、検討が進んでいくことになろうかと思っております。

それから「②クラウドサービスと『私的使用目的の複製』との関係について」でございまして。

※印、括弧でくくってあるところにございますように、現行著作権法では、私的使用目的の複製につきましても、著作権者の許諾を得ることなく行うことができるわけではございますけれども、ただし、その複製が公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器『公衆用設置自動複製機器』に該当する場合には、仮にそれが私的使用目的の複製であったとしても、著作権者の許諾が必要であるという制度になってございます。

このため、この小委員会でのヒアリングにおきましては、クラウドサービスに提供されるサーバーがこの著作権法によるところの公衆用設置自動複製機器に該当するという可能性があるのではないかという指摘がございました。その場合には、仮にユーザー個人がその複製の利用主体であるということになったとしても、かつそれが私的使用目的であったとしても、サーバーが公衆用設置自動複製機器に該当するということになりますと、権利制限規定の対象に及ばないということになってしまいますので、そういった可能性があるという指摘があったということでございます。

一方で、立法当時の目的から見ると、この公衆用設置自動複製機器というものは、現在あるようなサーバー、クラウドサーバー等を想定した規定ではないということは明らかなのであって、該当しないということを解釈で示せばよいのではないかといった御意見も示されているところでございます。

最後に、3つ目でございますけれども「権利者への適切な対価の還元について」ということでございます。

小委員会におきましては、今後、私的使用目的の複製に関する見直し等を検討するというのであれば、その際には、一定の場合には権利制限と合わせて補償金の支払いを課すことにするということによってバランスをとることも検討されてしかるべきという御意見でありますとか、クラウドサービスの進歩に伴いまして、利用者の利便性も増していくということであれば、それに対して権利者への補償の必要性というものも拡大していくのではないかといたした御意見が示されているところでございます。

現在、こういったところが議論されているところでございまして、今後、この審議会、小委員会におきましては、さらに具体的な論点について、幅広く審議を進めていくということを考えているところでございます。

以上を御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、御説明のほうをまずは一通り伺うことにいたしまして、一般社団法人電子情報技術産業協会、JEITAさんから御説明をお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひします。

○JEITA 資料1-2と書いてあります資料でございます。

まず、最初のページは「アジェンダ」ですが、赤字のところが特に重要な事項ということで記載させていただいております。

めくっていただきまして、スライドの3枚目「実現したいサービス」ということで、先ほど文化庁さんのほうから御説明があったものは、上の「①私的複製の支援サービス」というところに含まれると思うのですけれども、JEITA としましては、クラウド関連のサービスとして、大きく2分類、私的複製というのは、ユーザーの方が自宅などで自分で行う分については適法というものを、企業が手伝うということについて、自分でやれば適法なわけですから、それを手伝うことも認めていただけないのかというものが1番です。

具体例として、4つほど挙げさせていただいておりますので、この後、簡単に御説明をします。

「②クラウド上の情報活用サービス」というのは、企業がネット等で公開されている情報を活用する新しいタイプのサービスというものでございまして、ここも5、6個具体例を挙げていますので、この後、御説明いたします。

その下の4枚目のスライドは、そもそも技術的に、通信効率等の理由で、以前はできなかったことが、環境変化によって現在は技術的にはできるようになったのにもかかわらず、著作権法上の課題があって、なかなか事業者は萎縮をして新しいビジネスが始められないということを書いたスライドでございます。

次のスライド5番目と6番目、ここが具体例の御説明のページになります。

まず、上側、5枚目のスライドですけれども「私的複製の支援サービス」。

これは実例がもう既に多数ございますが、例えば「(1) メディア変換」といいますのは、VHS テープなどにテレビの番組などを録画してため置いておくということをされている方というのは非常に多いのですけれども、そういったものを例えばブルーレイとか違うメディアに移していくとか、ブルーレイでなくても、クラウド上に移しておいて、自分ではレコーダーを持たなくてもいいというようなことを、自分でやる分には、家の中でやる分には適法なのですけれども、事業者がクラウドでユーザーの領域を管理してやるということについて、ユーザーがやると適法なところを業者が手伝うと、業者が主体という、先ほど文化庁さんがおっしゃっていたような主体が誰かというところで、法人のほう为主体ですとなって、著作権侵害になるリスクがあるというものです。

2番の「アクセシビリティ」も同じようなものでして、例えば高齢者の方が目がしょぼしょぼするので、小さい文字を読みたくないといったときに、音で聞くとか、文字を音声化するという意味でのメディアないしはフォーマット変換と呼ぶとすると、1番の具体例と大きくは同じだと思うのです。それから、例えば、お子さんなどが漢字が書かれている絵本とか小説について、自動の振り仮名機能などのソフトウェアが既にあるのですけれども、そういったものも、もとにあったものを少し変えるという意味で、情報のアクセスがしやすくなるという意味で、自宅で自分でソフトウェアをダウンロードなどして、面倒をかければできないことはないわけですけれども、それをクラウド側で業者ができるだけやりやすくしてあげるというような形で、私的複製の支援をしたいということでございます。

「(3) 個人向け録画視聴サービス」といいますのは、テレビの録画を自宅で自分でやっていたものをクラウド側で全部管理をしてやってあげるというものです。

「(4) プリントサービス」は、自分が気に入ったデザインで、オンリーワンのマグカップをつくるであるとか、例えば、ノートパソコンを開けたときに、自分の裏側のパソコンの表の部分にデザインを張りつけてもらう。自分でやるのはなかなか難しいですし、きれいにできないということで、これを企業側にやってもらうというような、こういった私的複製の支援サービスがまず第一分類としてやりたいというニーズが強くございます。

下が6ページ目のほうですけれども、これは「クラウド上の情報活用サービス」と題をつけましたけれども、例えば「(1) eラーニング」、今、政府では、子供たちに1人1台情報端末を持たせるということで、随分お金もかけているところなのですけれども、なかなか教育の現場でeラーニングであるとか、授業以外の場で、予習用の資料などをネット上から配信するというようなことが認められないということで、こういったことを学校がやるだけではなくて、企業もお手伝いをする。

学校はクラウドの開発とか管理ということももちろんできないので、自分でやるだけではできないということで、そういったところをクラウド事業者がサポートをしたいというものです。

(2)～(4)あたりは、例えばグーグルさんの検索エンジンなどは既に適法として認

められていますけれども、ああいったネットにある情報を検索して活用をする。例えば、論文とか文章を作成するときに、必要な情報がネット上のどこにあるかを探してくるとか「論文作成・盗作検証支援サービス」というものも、ネット上の文章をコピーして論文提出をするような学生が非常に多いというので、そういったものがネット上のもののコピーなのか、マッチングをするサービス。それから4番の「評判分析サービス」も、例えば法人の商品の傾向だとか、いろいろなものが考えられると思うのですけれども、ネット上の情報を一旦収集しておいて、お客様のニーズに合わせて分析をして、その結果を通知するというようなサービスがいろいろと考えられます。

5番の「法人向けTV番組検索サービス」といいますのは、私的複製で個人が録画をするということについては、現在、認められているわけですがけれども、法人も例えば事故を起こせば、株主やお客様から問い合わせが殺到するのですけれども、質問に答えるために事件報道等についてのテレビの録画をしておく、法人が主体なのでアウトですということ、現実にはこういったサービスを提供している事業者さんも既にたくさんいらっしゃる、検討をいただきたいということです。

「(6) 仮想化」というものは事例ではありません、クラウドを使ったサービスには全て共通の概念なのですけれども、クラウド事業者側では、お客様から見ると、1個に見えるファイルが10カ所に分割されているとか、逆に10個に見えるファイルが1つにどこかに保存されているとか、実際には資源の有効活用ということで、いろいろな操作がされているので、複数のコピーがあるとか、どこにあるとか、国境の中にある、外にあるというようなことを考えて著作権侵害があるなしの成立に影響を与えるというのは、ちょっとおかしいのではないかなということ、問題提起を一緒にさせていただきました。

ここまでが具体例として、次のスライドは、今、認めていただきたいといった、サービスの中で出てくるいろいろな行為が、著作権法上のどの論点に結びつくのかということ整理しただけのスライドとして、一番下のところに、現在も著作権法上はいろいろな権利制限規定という認められる行為が規定されているのですけれども、それぞれ主体とか、目的・行為・手段がその時々々の立法事実に合わせて、厳格に限定をされているので、今から新しいサービスをしようとする、若干既にある規定では読めないということで、新しいサービスができないという課題があるということを書いてあります。

この後、9ページ以下の9～14ページのスライドは、この主体とか目的・行為・手段がこういった形で条文上は限定をされています。9ページのもの私的複製の支援サービスに関連する私的使用のための複製の規定ですがけれども、例えば「使用する者が複製することができる」と主体が限定されているであるとか、10ページ以下、非常に一個一個の条文が長いので、ここで御説明はさせていただかないようにしますが、手段とか行為・目的と限定をされていますので、どこかで引っかかって、今、やりたい新しいサービスは少し読めないのではないかと。どこかを若干いじることによってできるのではないかと学者の先生方からも示唆をいただいているので、例示として挙げさせていただきました。

次に進みまして、スライドの 15 枚目をお願いをしたいことは、先ほど、文化庁さんのほうで、法制・基本問題小委員会で既にこのクラウドについては、検討を開始いただいているのですけれども、下の 16 ページのスライドの委員構成を見ていただきますとおわかりのとおり、著作権者団体が 10 委員参加をされているのに対して、例えば利用者団体としては消費者の方が 1 ということで、ここで例えば著作権者の方が嫌だとおっしゃられると、サービスができない。こういったものを認めていただけないということではなくて、やはり審議の中では、ユーザー利便性もあって、産業の創出の効果もあって、権利者にも実質的な損害がないという合理的な基準で決めていただきたいということをお願いしたいと思います。

特に、例えば裁判でも、著作権者が損害賠償請求をするときには、当然、損害があったという立証責任を負担されています。違法行為であっても、そうだということですので、ユーザーの利便性などが高いサービスについては、実質的に著作権者に全く損害がないような場合については、認めていただいではどうか。こういった基準、これでもなくてもいいのですけれども、何らかの基準で嫌だからやらないとか、何か不合理な理由で認められないというのはおかしいのではないかとということで、をお願いしたいと思います。

次に進みまして、スライドの 17 ページは、アメリカのほうが比較的裁判例を見ますと、新しいビジネスがやりやすい環境にあるということを書いてございます。

最後に、繰り返しになりますけれども、御検討いただきたい事項としましては、大きく分類して「①私的複製の支援サービス」と「②クラウド上の情報活用サービス」といったものが可能になるような規制の見直しをいただきたいということと、一番重要なことは、これらを認めるべきか否かの判断の際には、合理的な判断基準で審査をいただきたいということです、

下の 2 番ですけれども、先ほど御紹介したたくさん個別規定を、また 1 個 1 個ビジネスモデルに合わせてつくっていただくと、少し変わると新しいビジネスが条文にあてはまらないということになってしまいますので、できれば既存の規定を統合するとか、拡充することによって、少し弾力性のある規定にして、新しいビジネスが生まれても、対応できるようにしていただきたいということがお願いでございます。

最後に、同じことの繰り返しですけれども、著作者の正当な利益を不当に害しないで、技術進歩ができるようになったことを可能にすることによって、産業の創出とユーザー利便性を向上していきたいということをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、文化庁さんと JEITA さんからいただきましたが、御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。どなたからでも結構です。

なお、ここからは知財事務局さんにも議論に参加をしていただきます。

どうもありがとうございます。

いかがですか。

どうぞ。

○大田議長代理 文化庁の方に2点伺います。

ITネットワークのように新しい形で情報が活用されるようになったときに、著作権をどう保護するのかという、大きい問題だと思うのですが、今、JEITAさんから出てきた検討してほしい事項について、今、やっておられる委員会では、18ページのこういう方向に沿って議論がなされているのか。

それから、いつごろまでに結論が出されて、出口はどういう形を想定しておられるのか、法改正なのか、あるいは他の形なのかをお聞きします。

それから、2つ目の質問で、アメリカの事例を見ても、例えばケーブルビジョン事件、これはケーブルテレビの加入者が録画予約を操作して、クラウド上に録画しておいて、遠隔地からアクセスして見られるようになったという例ですが、これも最初は、複製権侵害、著作権侵害を認めたのですが、それがまた成立を否定されて、2009年に最高裁が上告を受理しなかったということで、確立しています。アメリカの著作権法と、日本の著作権法と何か根本的に違っている点があるのかどうか、この2点をお聞かせください。

○安念座長 いかがですか。

○文化庁（森著作権課長） では、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、JEITAさんの資料の18ページにあるような、この検討課題について、審議会のほうでどのように取り扱っているのかというお尋ねでございますけれども、審議会のほうでは、先ほど申しましたように、関係事業者の方々からヒアリングを行いまして、クラウドサービスとして、どのような事業が、今、現に行われているのか。そしてその事業について、どのような課題があるのかといったことを幅広くまず御説明をいただいたところでございます。

その中で、今日、JEITAさんの資料の中からも出てございましたような、5ページですが「私的複製の支援サービス」でありますとか、6ページにあります「クラウド上の情報活用サービス」といったものについても御説明をいただきまして、こういったことについて、どのように検討を進めていくかということが審議会で議論をされているところでございます。

まず、その中で、先ほど申しましたが、私的複製に関係するようなクラウドサービスについて、まずは議論をしていこうということでございまして、具体的にどのようなクラウドサービスをまず典型的に対象として、それについて具体的な検討すべき課題を整理し、検討を進めていこうとなっているところでございます。

したがって、審議会の場において、先ほど御説明がございましたようなクラウドサービスであるといったことは一通り御説明をいただいております、その検討の進め方として、まず、私的複製にかかわるようなクラウドサービスについての検討を進めていくということが現時点での検討の状況でございます。

それから、いつごろまで、そして出口はどうかという御質問でございますけれども、この問題は、やはり様々な事業者、そして権利者の多くにかかわる問題でございますので、いつまでにとり具体的なめどが現時点で立っているわけではございません。幅広く議論を進めながらまた早急に検討を進めていきたいと思っておりますのでございます。

その出口として、法律改正が必要なものがあれば、法律改正ということにもなりましょうし、運用の改善、何らかの解釈等の明確化といったもので対応できるようなものであれば、そういった対応も考えられるかと思っておりますのでございます。

それから、大きな2点目でございますけれども、アメリカと日本とでどのような違いがあるのかということでございますけれども、まず、ここでこの判例等で示されているアメリカの例、一例だと思っておりますけれども、アメリカでもこういったクラウドサービスが全て一律に合法ということになっているわけではないと承知をしております、中には一定のクラウドサービスについて、これを違法とするような判決も出ているという状況だろうと思っております。

したがって、諸外国の判例、制度、動向についても、現在の状況をより注視をしながら、我が国における検討も進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○安念座長　どうぞ。

○大田議長代理　JEITAの資料の18ページにあるように「合理的な判断基準」を示してほしいということ。それから非常に変化が激しい分野なので、個別規定ではなくて、既存規定の統合・拡充を検討してほしいということ。今、この2つの方向で進んでいるのかどうかということをお聞きしたかったのと、早急にとりこのスピード感がよくわからないのですが、やはり結論の時期がない検討というものは、多分ないと思うので、どこら辺を念頭に置いているのかということをお聞かせいただきたい。

2番目は、アメリカでは合法になった。日本では違法であった。それが著作権の法律上、何かが決定的に違うのかどうかを伺いたかったということです。

改めてお願いします。

○文化庁（森著作権課長）　では、お答え申し上げます。

JEITAの資料の18ページにございますような、この検討に当たっての基準の在り方、そして検討の出口としての個別規定なのか、既存規定の統合・拡充なのかということでございますけれども、著作権法の制度というものは、先ほど冒頭に御説明をさせていただきましたように、権利の保護というものと、円滑な利用というものの調和をいかに図っていくかということが重要な課題でございます。

したがって、当然、そういった観点からあるべき姿を目指していくということが検討の視点になるわけでございます、そういう意味で、合理的な判断基準、著作権法の目的である権利の保護と利用の円滑ということに照らして、どういった制度があるべきかと

いうことを目指して、今後、検討を進めていくと考えているところでございます。

時期につきましては、いつまでという具体的な期限といったものをお示しできるかどうかということについては、まさにどういった形で議論が進んでいくかということによるわけでございますので、現時点で明確な結論を得る時期というものをお示しできる段階ではございませんけれども、いずれにしても、この知財ビジョン等にも掲げられた重要な課題であるという認識をしておりますので、この知財ビジョン等を踏まえ、また知財計画を踏まえまして、早急に議論を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の日本と外国、特にアメリカですけれども、制度としての背景に何か違いがあるのかということでございますけれども、こうした判例が出てくる背景、つぶさに私も承知しているわけではございませんけれども、日本の場合には、個別個別の権利制限規定といったものが定められ、それに適合するかどうかということが主として検討されるということになるわけでございますけれども、アメリカの場合には、御存知かもしれませんが、フェアユース規定という一般的な権利制限規定がございまして、これはそれまでかなり長い期間にわたる膨大なアメリカにおける判例の蓄積の中で形成されてきたルールを法律によって明確化したというものがございます。

その中で、過去の判例や、それを明確化した法律に照らして判断をするということの中から、アメリカにおけるサービスの利用が合法か違法かということについては判断をされているという実態があるという点においては、日本とアメリカとの制度の違いというものがあろうかと思えます。

ただ、それがここにごございますような、アメリカではこのクラウドサービスについて、合法とする判例が幾つか出ており、他方、日本では、クラウドサービス直接ではございませんけれども、関連性があると思われるような事件について、これを認めない判例が出ているという結果に直結する問題であるかどうかということについては、必ずしも一概には言えないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田議長代理 1点だけよろしいでしょうか。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長代理 しつこいようなのですが、大体予算をとるときとか、委員に委嘱するときは、大体の期限を決めると思うのですが、年度をまたぐのかどうかとか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

全く未来永劫やるような形で議論が始まるということはないと思うのです。

○文化庁（森著作権課長） お答え申し上げます。

私ども、この検討につきましては、やはりこの知財ビジョンであるとか、知財計画を踏まえて検討を進めていく必要があると認識をしております。

この知財ビジョン、知財計画の中では、このクラウド関連のサービスに関する検討につきまして、短期の課題と言いつけられておりますので、そういった意味で早急に検討を進

めてまいりたいと考えています。

○大田議長代理 年度内。短期というのはそんなものではないですか。

○文化庁（森著作権課長） 年度内というのは必ずしも期限は切られていないかと思えますけれども、クラウド、その知財ビジョン等における短期の検討課題という位置付けを踏まえて、早急に議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○安念座長 期限をそう切れないというのは、それはそれでわからなくもないけれども、何を御検討になっていらっしゃるのかがよくわからなかった。

つまり、今、事実としてクラウドサービスというのは幾つかあるわけですね。それはどういうサービスなのか、まず事実としての情報を集める。

今、おっしゃったことは、そのうちのどれが私的使用のための複製に当たるか、つまり、それは権利侵害ではなくて、もともとその許諾は要らないわけだから、そのもともと許諾の要らないタイプのサービスとはどのようなものであるかを検討しておられると私は聞こえたのですが、そういうことではないのですか。

○文化庁（森著作権課長） 法制・基本問題小委員会では、先ほど申しましたように、現在あるクラウドサービスには様々な類型がございますので、それをまず一通り事業者の方々に提示をしていただいたということでございます。

その中で、包括的にクラウドサービスというものを抽象的に議論するのでは、なかなか議論が、課題が明確になりませんので、まずある具体的な類型に絞って、それを明らかにしながら検討を進めていくということを考えているところでございます。

○安念座長 失礼ながら何を検討していますか。

○文化庁（森著作権課長） そういう意味で、まずたくさん類型がいろいろ示されているところがございますけれども、とりわけこの私的使用目的の複製が関係しているクラウドサービス、つまり、個人のユーザーがクラウドサービスにアップロードをし、そこからダウンロードするなりそういうことによってみずからの端末を利用するというものが、著作権法上どのような課題があるかということ。

○安念座長 そんな課題は適法に決まっているではないですか。

私的使用のための複製なら、もともと適法なのだから、そんなことを議論したって意味がないでしょう。

○文化庁（森著作権課長） その点につきまして、先ほど資料の2ページのところの（2）で御説明をさせていただきましたけれども、これはクラウドサービスに限らず、インターネットを活用した著作権の利用について、従来から議論をされている問題ではございますけれども、その著作物の利用行為主体が、ユーザー個人であるという場合であれば、私的使用のための複製ということによろしいのですけれども、それがクラウドサービスを提供している事業者が利用主体であると評価し得る場合もあるのではないかとということ。

○安念座長 では、それは結局あれですね。マイ歌とかラク録、それからまねきTV、最高裁がどこから出てきた概念が知らないけれども、利用主体とか使用主体といった「主体」

と称する著作権法上確実な根拠はないのだけれども、それを中心にして私的使用なのか、そうでないのかと分けたわけですね。

少なくとも、判例の基本的な発想のタイプはそうなのだけれども、その発想に乗っかるという作業の仕方、そうではなくて、それでは商売にならないから、判例をオーバーライドするにはどうしたらいいかということを検討しておられるのか、どちらなのですか。

○文化庁（森著作権課長） 判例そのものがいわゆる典型的なクラウドサービスの例ではないかと思しますので、まずそういった判例があるということはこのクラウドサービスの検討に当たって、どのようにそれを踏まえていくかということが一つ論点としてあろうかと思えます。

いずれにしても、この著作物の利用が、ユーザー個人なのか、サービスを提供する事業者なのかということは、そういった判例を見ましても、クラウドサービスにおいても、当然、論点になってくる課題でございますので、そういったことをまず整理をした上で、仮にそれが私的使用のための複製で、利用主体が個人であるというならば、ここにございます②のような論点もさらに検討する必要があるし、仮にそれがユーザーではなくて、事業者がサービスの主体であれば、それについてどうするかということはまた検討課題になってくるといったことを個別に検討していくことが必要であるという状況であろうかと思っています。

○安念座長 私には何だかよくわからない。

ちょっと他の方、どうぞ。

では林委員の次に金丸委員、どうぞ。

○林委員 著作権課の御回答としては、こんなものなのかなと思って聞いてはおりましたので、むしろ企業側のほうにお伺いしたいと思います。今、TPP 交渉参加などで、著作権保護期間の延長なども言われております。これでまた著作権の保護が強化されるという環境があるわけで、ここではっきりおっしゃっていませんけれども、この際、長年議論して、結局しょうもない形に終わった例の日本版フェアユース規定の導入、これをもう一度再検討すべきではないかというような御提言をされる御予定はいかがでしょうか。

○安念座長 いかがですか。

○JEITA 産業界としましては、フェアユース規定があっても、もちろんフェアユース規定を入れてくださいと従来から 10 年、20 年言ってきたので、入れていただけるということでは、それは非常にありがたいと思いますけれども、入れられなかった理由もわかっておりますので、そうであれば、そのビジネスができれば、別にその手段は何でも構わないので、既存規定を少しいじるということで、もう既にいろいろなビジネスモデルが現在の著作権法ではかなり認められていますので、少し変えていただくだけで、似たようなサービスというのは、随分可能に、やりやすくなるのではないかという意見でございます。

○安念座長 それはたしかにそうでしょう。

どうぞ。

○林委員 ただ、そのときに少し変えるが、これまでみたいに、個別規定をこの 47 条の幾つみたいなものをつくるだけですと、結局先ほど最後にスライド 18 でおっしゃったように、個別規定に追加であると、少し変わると新しいビジネスには対応できなくて、後追い型でいつも遅れてしまう。使い勝手も悪いという、相変わらずの状況になってしまうので、多分「既存規定の統合・拡充」というのは、言葉を変えた受け入れやすいフェアユース規定の御提案なのかなと思っております。

以上です。

○安念座長 私もそういう印象なのだけれども、産業界としてはフェアユース規定はウェルカムだけれども、絶対そうでなければならないというわけではない。

要するに、ビジネスができるようにしてくれればいいのだということですね。

○JEITA はい。

○安念座長 わかりました。

金丸委員、いかがですか。

○金丸委員 権利とそれから利便性のバランスをとらなければいけないというのは、文化庁の方も両方産業界も同じようなことをおっしゃっていたと思うのですが、それで JEITA さんの資料の 15 ページと 16 ページを拝見というか、これを借用させていただくと、文化庁さんにお聞きしたいのですけれども、この上の 3 つはすごく重要だということを確認させていただきたいと思います。「ユーザーの利便性を向上するか」「権利者に実質的な損害がないか」、それから「新産業の創出・拡大に資するか」と、この 3 つに関して何か異論があるのか、あるいは文化庁さんが 3 つ挙げるとすると、これ以外に何かあるのかというのが 1 つ目の質問です。2 つ目の質問は、この下のメンバーを見ると、この上の 3 つが余り感じられないメンバー構成になっているのではないかと、ということです。要するに産業界というのは、ここで言うと、経団連が産業界を代表して 1 人ですね。IT 業界というのも非常に広義で、クラウドサービスを提供している人たちと、していないけれども、IT 業界で著作権の保護にはむしろうるさい人たちもいらっしゃるし、だからもっとこの左の下の人たち、消費者の団体の方々というか、利用者の人たちも、別にいつもこういう方々だけではなくて、若い人たちもいっぱいいると思いますので、もうちょっと人選とかこの議論をする委員会はお考えになられたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、この下の絵を見たときに、上の 3 つは何か設計思想として、この委員の選び方については何か方針がおありだったのでしょうか。

○安念座長 いかがですか。

○文化庁（森著作権課長） まず、1 点目の御質問でございますけれども、著作権法について、権利がどこまで及ぶのか。逆に言えば、どこまで権利制限するかという問題につきましては、やはり先ほどの目的でございます権利の保護ということと、その公正な利用ということのバランスをいかに図っていくかという観点で検討すべきことであると思っております。

○金丸委員 ではこの1番と2番はいいわけですね。

○文化庁（森著作権課長） そういう意味で、そこにございますようなことが、そういった御趣旨であるとするれば、まさに著作権法の目的に照らして検討を進めていくというときのこの要請であると思います。

また、権利制限規定をどのようにするべきかということについては、やはりその利用を著作者の許諾を個別に得ることなく利用可能にするということが必要となるような利用行為がどのような公益的な必要性、目的があるのかといったことが観点として出てまいると思います。

○金丸委員 それは2番のことをおっしゃっているわけですね。権利者に損害がないかというようなことを。

○文化庁（森著作権課長） むしろその実質的な損害があるかどうか、権利者の権利利益を害するかどうかということを検討する前提として、そのような利用行為について、それを著作権者の許諾にかからしめずに可能にするということとする必要性、合理性がどこにあるのか。現行の権利制限規定でありましても、教育目的の制限であるとか、障害者のための複製といった、そういった一定の公益性のある行為について権利制限を設ける。それが個別の権利者の利益を不当に害しない範囲内というバランスをとりながら検討しているところをございますので、この15ページに個別に掲げていらっしゃるようなことがそういったものに当てはまるかどうかということを考えていく必要があると。

○金丸委員 3番目はどうなのですか。「新産業の創出・拡大に資するか」という観点は、文化庁さんには特にはないということですか。

○文化庁（森著作権課長） 知財ビジョンにおいては、まさにそのクラウドサービスの促進という観点から、権利制限規定であるとか、あるいはライセンスの円滑化といったことを検討するということが求められておりますので、私どもが、まず、この知財ビジョンを踏まえて検討するというに当たっても、そういう枠組みの中で検討していくということが必要であると思っております。

○金丸委員 著作権の保護は、私はもともとしなければいけないと思うのです。

ただ、米国の場合は、国のIT戦略の1番目に書いてあることは、国が提供するサービスはクラウドファーストと書いてありますね。だから、国全体としてクラウドというサービスを許容して、社会に浸透させようと思っている中でこの新しいハイテクが出てきて、これを時代に合ったものに変えなければいけないという視点が、マクロな視点がまずはなければいけないと思うのです。

3番目は余り考えていないと思っていいいのですか。

先ほど申し上げた御質問の第2番目のこの委員会の委員構成の何か工夫なされたポイントはどんなところなのでしょう。

○文化庁（森著作権課長） まず1点目をございますけれども、繰り返しになりますが、この知財ビジョンを踏まえた検討をしていくということが政府の中における文化庁の立場

でございますので、それを十分踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

委員構成につきましては、権利者団体につきましては、権利者にも様々な類型がございますので、そういった方々を広く代表できるようにといったことでこういった方々に委員に御参画をいただいているというところでございます。

○金丸委員 左の上は網羅性を感じるのですけれども、左の下は産業界と IT 業界と利用者には何か網羅性とか数とか人数だとか、余り感じないのです。

○文化庁（森著作権課長） 実はこの法制・基本問題小委員会は、クラウドに限らず、この知財ビジョンで掲げられた様々な課題を一通り議論するというで立ち上げられたものでございますので、まず権利者団体の方々をある程度網羅的に代表いただくということで人選を進めてきたという経緯がございます。

ただ、特にクラウドにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、関係業界におけるクラウドサービス、事業の実態というものについては、ヒアリングの場を設けて、十分御説明をいただき、議論をしているところでございまして、また、今後も必要に応じてこういった業界を代表する方々の御意見を聞くということも十分考えていかなければならないと考えているところでございます。

○安念座長 どうぞ。

○大田議長代理 今のお答えであるならば、クラウドサービスに関して、この小委員会の下にタスクフォースなり何なりをつくるというお考えはないのでしょうか。

○文化庁（森著作権課長） 実は前回の法制・基本問題小委員会では、既にこのクラウドサービスにつきまして、ワーキング・チームのようなものをこの小委員会の下に設けて議論すべきではないかという御意見を出される委員の方もいらっしゃいました。

他方で、小委員会をもとにワーキングをつくるのではなくて、この小委員会自体で検討をすべきではないかという御意見も出される方もいらっしゃいまして、それについて、今後、どういう形で進めていくかということを検討した上で進めてまいりたいと考えてございます。

一つの御提言として、そういった指摘も実は小委員会の中でもあったところでございます。

○大田議長代理 今、金丸さんの御質問の3つの判断基準、もしこれに同意なさるのならば、文化庁としてはそのワーキングをつくることにどういうお考えでしょうか。

○文化庁（森著作権課長） 現時点で、ワーキングをつくる、つくらないということについて、最終的な結論を得ているわけではございません。ただ、小委員会の場において、ワーキングのようなものをつくって、今後、集中的に議論すべきではないかという御指摘もございましたので、この小委員会の主査の先生にも御相談をした上で、検討の方向を決めてまいりたいと考えております。

○安念座長 知財事務局さん、何か御発言いただくことはありませんか。

○知財事務局（田口参事官） 知財事務局でございますが、このクラウドサービスの環境

整備に関しましては、文化庁からもご説明があったように、本年の6月に取りまとめました知的財産政策ビジョンと知的財産推進計画 2013におきましても、指摘をされているところでございます。

クラウドサービス等の新しい産業の創出や拡大を促進することを目的として、その全体的な法的環境の整備等を図っていきたいと考えておりましたが、一つの方法としては、著作権の権利制限規定の見直しということもあると思いますが、もう一つ、事業実施に向けた円滑なライセンス体制を作っていくという方法もあるのではないかと考えているところです。そうした考えに基づきまして、文化庁において必要な措置を講じるための検討を進めるようお願いしております。

知財事務局といたしましては、コンテンツを使ったサービス提供者とコンテンツの制作者、両者がきちんとビジネスができる環境が必要との考えのもと、様々な形でインターネットを通じて現に行われているサービスと将来のクラウドサービスとの関係等も踏まえ、今後、こういった形が両者にとってウィンウィンになるのかという点を十分考えながらご検討を進めていただきたいと思います。

○安念座長 最後に JEITA さんに伺いますが、御案内のように著作権法というものが権利侵害行為に対してほぼ差し止め請求ができるという法律なのですが、それは差し止め請求ではなくて、全部報酬請求権に塗りかえてしまうというやり方だと、ビジネス的には多少はやりやすくなりますか。

○JEITA 強制許諾というやり方のことですか。

○安念座長 いやいや許諾は要らないのです。金さえ払えばいい。

○JEITA はい。著作権者が許諾をしない自由というものを奪われるということになりますけれども、一定の場合には、そういったものを認めるというようなことはアメリカとか、ヨーロッパなどで、全てとは言わなくても、ユーザーの利便性が高いものなどについては、報酬を払ってでもできるとしていただくというのは、ビジネスとしてはやりやすくなると思います。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

林さんどうぞ。

○林委員 法制・小委の中では、オーファン・ワークスの利用容易化などは議論には上がっていないのでしょうか。

○文化庁（森著作権課長） 今、御指摘の問題、権利者が不明になってしまった場合の著作物の利用の在り方といったことにつきましても、知財ビジョンでも課題として掲げられてございまして、まさに法制・基本問題小委員会の検討すべき課題の一つとして挙げられているところでございます。

前回の小委員会におきましては、クラウドの問題と並びまして、現行の著作権法における裁定制度、著作権者等が不明の場合に、著作権者にかわって文化庁が裁定をすることによって利用することができるようにするという制度がございましてけれども、これについて、

若干の議論が始まったところでございまして、今後、小委員会において、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○安念座長 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

今後も議論を深めてまいりたいと思いますので、引き続き御教示を賜りたいと思います。

どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。JEITAさん、どうもご苦労さまでした。ちょっともう少し具体的な御提案があれば、また教えていただきたいと思いますので、よろしく御協力ください。

ありがとうございました。

文化庁さん、どうもありがとうございました。

(文化庁、知財事務局、JEITA 退室)

(IT 総合戦略室、消費者庁、日立製作所入室)

○安念座長 本日は、どうもお忙しい中、お運びをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは「議題2 ビッグデータ・ビジネスの普及」に移らせていただきます。

今日は IT 総合戦略室の皆さん、それから消費者庁さんと、日立さんがお出でです。

どうもありがとうございました。

それでは、まず IT 総合戦略室から御説明をお願いいたします。

○IT 総合戦略室（瓜生参事官） IT 戦略室の内閣参事官の瓜生でございます。

私から御説明させていただきます。

資料2を御覧いただければと思います。

内閣官房の IT 総合戦略室におきましては、パーソナルデータに関する研究ということで、1 ページ目でございますけれども、6 月 14 日に閣議決定されました「世界最先端 IT 国家創造宣言」におきまして、まずオープンデータ、ビッグデータ、いわゆるデータの利活用を推進するための環境整備を行うために、IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設けまして、データの活用と個人情報保護及びプライバシーの保護の両立に配慮したルールの方針等を年内にできるだけ早期に進めるということとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定するということが決まっております、それを踏まえまして、パーソナルデータに関する検討会を9月2日に立ち上げさせていただいたところでございます。

メンバーにつきましては、2 ページ目を御覧いただければと思います。

座長は堀部先生をお願いいたしております、座長代理を宇賀先生にさせていただいております。なお、この規制改革会議のメンバーでいらっしゃいます滝委員と金丸委員にもパーソナルデータに関する検討会の委員として御参加いただいております。

3 ページ目でございますけれども、まさに先ほど申し上げましたけれども、IT 総合戦略本部の下に山本大臣が委員を御指名するという形で、パーソナルデータに関する検討会を

設けております。さらにその下に、先般、この規制改革会議におきまして御審議いただきました匿名化に関する技術の検討を行うワーキングとして技術検討ワーキング・グループというものを設けさせていただいております。

技術検討ワーキング・グループのメンバー構成でございますが、次のページを御覧いただきたいと思っております。

特に親委員会のパーソナルデータに関する検討会のほうから、主査と主査代理として佐藤先生と森先生に入っていただきまして、あとは技術的な観点を検討していただけるようなメンバーの方々にそろっていただきまして、先週の金曜日、9月27日に第1回目を開催させていただいているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、5ページ目でございますが、パーソナルデータに関する検討会の親会のほうでございますけれども、9月2日に第1回目を開催させていただいております。それにおきまして、我々事務局のほうから後ほど申し上げますけれども、各論点を提示させていただきまして、それで議論が開始されているところでございます。

第2回目を今週の10月2日に行おうとしているところでございまして、10月いっぱいにかけて、委員の方々にいろいろな論点について整理をしていただいた後に、11月でございますが、項目を整理するというところでございまして、1つは先ほど申しました技術検討ワーキング・グループから匿名化に関する整理案を出していただいて、それでどのような合理的な匿名化の技術があるかということについて、1つのまとめをできればなと思っております。

さらに、年内に制度見直し方針をつくることになっておりますので、その骨子案を11月に出させていただきます、12月にまとめていただく形をとろうとしております。

年明け以降は、制度見直し方針に従いまして、どのような新たな法的措置が可能かということにつきまして、検討する予定でございます。

6ページ、7ページ目でございますが、パーソナルデータに関する検討会の論点を幾つか並べさせていただいておりますが、時間の関係で簡単に申し上げますと、5つほど論点がございまして、全て法律の項目に従った形で並べさせていただいております。

「(1) パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化」につきましては、いわゆる法律の目的とか定義に関するものを取り上げて議論する形になっておりまして、目的の明確化ですとか、保護する範囲をどうするかという点について議論をすることになっております。

「(2) パーソナルデータの利活用ルールの在り方」については、検討する予定のものとして、この中で、今、規制改革会議のほうで御審議いただいております合理的な匿名化の水準ですとか、その扱いについてどういう形をとればいいのかについて議論することになっております。

さらに、いろいろな個人情報保護とか、パーソナルデータの利活用に当たってのいわゆ

る業者間のルールとしてのオプトアウトですとか、目的利用の拡大をどうするかとか、そういうことについても議論いただくことを考えております。

さらに7ページ目でございますけれども「(3) パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方」がいわゆる保護を有効に機能させるための仕組みということで、これは民間とか政府のある一定の仕組みを考えようかということございまして、どういう形であれば、パーソナルデータを使っていいかとか、認定とか、評価をするような仕組みをどうつukれないかという話を考えているところでございます。

「(4) 独立した第三者機関の設置についての考え方の整理」につきましては、いわゆる第三者機関につきまして、どのような中身について設置できるかということについて検討しようと考えています。

最後に「(5) 罰則等」がいろいろな規定について、違反した場合の罰則について考えるという形をとろうとしております。

以上が主な中身でございます。

後に参考資料がございますが、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○安念座長 簡潔に御説明いただいて、ありがとうございました。

それでは、これについて、御意見、御質問のある方、どうぞ。

何かありますか。

○金丸委員 まだ始まったばかりで。

○安念座長 これからこうやりますという。

○金丸委員 そうそう。だから、1回全体会議があつて、今、おっしゃられた技術ワーキング・グループも1回行われただけで、金曜日なので、その状況がどうかというのは、私、まだ知らないし、明日か明後日でしたか、2回目が。

気になることが皆さんのほうからあれば、是非。

○安念座長 何かありませんか、皆さん。

よろしいですか。この分野は。

どうぞ。

○滝座長代理 ちょうど日立さんもいらっしゃっているので、この前のJRの話がありましたよね。

○安念座長 ああJR。SUICAの話ですか。

○滝座長代理 SUICAの話です。JRさんのことですから、様々な検討をする中で進めていたと思うのですが、この様な領域では、事例や体験がないと安全安心とかいうことにとっても慎重になる面もある。しかし、何しろ早くやらないと、日本はもう追いつけなくなるかもしれない状態にある中で、国民にとっての利益となる事例を指し示すべきだと私は思います。特に欧米社会あるいはASEANで進んでいる成功事例からみても、間違いなく国民に利便性があるわけです。また、利便性があると実感している人も結構いらっしゃるので、

完全にパーミッションをとった中での実験をするなどして、そこで具体的に利便性を感じるような成果を出してもらえると、いわゆる抵抗勢力の影響力はしぼむのだと思うのです。

そんな意味で、徹底的に世界の事例を示し、実験というか、きちんとパーミッションをとる中でやる分には問題ないわけですから、そういうようなことを並行にやってもらいたいなと思っています。そういうことがあったら、多分、前回の JR 東日本のアクションは実は褒められるべきことなのですが、そこでしばらく休むことになってしまい非常に残念だなと思っている一人でありまして、今後に改めて期待したいところです。

○安念座長 確かに SUICA は私はメジャーセットバックだったと思いますね。この世界では非常に残念ですよ。だって JR 東日本さんでさえやめたのだから、うちもとなってしまいますね。日本の企業体質だと。非常に遺憾でしたな。

わかりました。

それでは、今日の会合はこれまでということにさせていただきます。